

## 「看護と介護の日本語教育研究会」規約 2016年7月30日

【名称】 第1条 本研究会の名称は、「看護と介護の日本語教育研究会」とする。

英語名を“Research Group of Japanese Language Education for Health Care Givers”とする。

【目的】 第2条 本研究会は、日本および諸外国で看護・介護福祉にかかわり、日本語教育に関心を持つ人々、看護・介護福祉の専門日本語教育に関係または注目する人々が集い、多角的かつ総合的に研究・議論することによって、実践と理論を一体化させること、また、省庁など看護・介護福祉の各関係機関との協働を図ることによって、日本語教育の質的向上と日本語教育を通じて医療福祉分野全般、さらに、日本と国際社会に貢献することを目的とする。

【活動】 第3条 本研究会は上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 日本語教育における「看護・介護福祉分野で必要とされる学習及び教育」の理論や、その具体的な方法について、多角的・継続的に議論する。
- (2) 国内外の教育者や研究者及び関係機関、それに従事する人材と連携し、教育上・研究上の情報交換を図る。
- (3) 教育機関及び分野による差異を越えて協働し、情報交換、人的交流の推進を図る。
- (4) 看護・介護福祉分野における現場からの成果の報告や問題の提起、また、経験を踏まえて構築した理論とその実践の発表の場として、定期的にワークショップや研究会を行う。
- (5) 海外からの看護師・介護福祉士候補者や、看護や介護福祉に関わる日本語を母語としない人々、またこうした人々を受け入れる機関やその支援者のために、看護師国家試験及び介護福祉士国家試験の合格、及びその後の就労に向けたロードマップ等の検討を日本語教育からの視点に基づいて行う。
- (6) 研究会の成果を踏まえ、関係諸機関及び社会に向けて政策や制度の改善に関する提言を行う。
- (7) メーリングリストやホームページなどを利用して会員同士の情報交換を図る。

【組織】 第4条 本研究会は、役員として幹事(会計を含め5名以上)を置く。

幹事は総会において選任し任期は2年とする。再任を可とする。

- (1) 幹事のうちから代表幹事を選任する。代表幹事は研究会を代表する。

- (2) 幹事から副代表幹事を選任する。副代表幹事は代表幹事を補佐し、必要に応じて代表幹事を代行する。
- (3) 幹事は幹事会を組織し、研究会の運営にあたる。幹事会は、会員の入会承認、事業計画の策定、予算及び余剰金の管理執行、事業活動報告および収支決算報告の作業等業務を行う。予算及び余剰金の適正な執行のため、幹事会は監査役を指名する。監査役の任期は2年とする。
- (4) 会員とは本研究会の目的に賛同し、研究会ホームページなどより申し込み後、幹事会により承認された者を指す。また会員のメールアドレスはメーリングリストに自動的に登録される。
- (5) 幹事会は、必要に応じて会員・非会員の者を顧問とすることができる。顧問の任期と人数は幹事会が定める。

**【会費】 第5条** 本研究会では、会費を徴収しないが、会の運営するセミナー、イベント等で必要に応じて費用を徴収することがある。

**【事務局・連絡先】 第6条** 本研究会は、幹事会・会員間の連絡および会計等の事務を行う事務局を設置する。事務局の設置場所は幹事会が決定する。

- (1) 事務局は必要に応じて、会員に対し、電子メール、メーリングリスト、郵送等により連絡をとる。
- (2) 研究会ホームページを幹事会が管理・運営し、入会申込や研究会開催・研究会会誌の案内等を掲載する。

**【Net-Jへの加盟】 第7条** 本研究会は、日本語教育関係の研究会の連合体であるNet-Jに加盟し、公益社団法人『日本語教育学会』を始めとする各種研究会と連携活動を行うことがある。

**【総会と年次報告】 第8条** 幹事会は各年度に一度総会を開催し、本研究会の年次報告(5条に関わる会計報告含む)を会員に報告する。

**【規約改正】 第9条** 本規約は幹事会の発議により、総会出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。総会の定足数は会員の過半数とする。会員は総会出席が叶わない場合、幹事会への委任状(メール送信含む)の送付をもって議決に参加することができる。

付則1：この規約は2016年7月30日から施行する。

付則2：本研究会は日本語教育学会公益法人化に伴い、同学会内の組織ではなく、2016年7月30日より任意団体となる。

付則3：2016年5月の段階で日本語教育学会テーマ研究会『看護と介護の日本語教育研究会』の会員であった者は、退会の申し出がない限り、本研究会の会員に自動的に移行する。

2016年7月30日承認

2017年8月19日第4条改正